

京都府情報公開・個人情報保護審議会（第1部会）の議事要旨

- 1 日 時 令和2年12月16日(水)
午前9時30分から午前11時35分まで
- 2 場 所 京都府庁旧本館 2階 会議室2-N
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
- 3 出席者 山本 克己 部会長
野崎 治子 委員
原田 大樹 委員
宮本 恵伸 委員
山舗 恵子 委員
- 4 議 題 (1) いじめ問題調査資料事案
(2) ハラスメント等に係る調査結果関係書類事案（公文書公開請求）
(3) ハラスメント等に係る調査結果関係書類事案（個人情報開示請求）

5 審議内容

(1) いじめ問題調査資料事案

ア 事案の概要

府立学校におけるいじめ問題調査委員会が取り扱った審査請求人に係るいじめ問題調査に関する一連の記録についての個人情報開示請求に対し、実施機関が個人情報開示決定処分、個人情報一部開示決定処分及び個人情報不開示決定処分としたことについて、個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定において特定された公文書以外にも開示請求に係る個人情報が記録された公文書が存在するはずであり、探して開示すべきであるとして、及び個人情報不開示決定とされた個人情報についてはその全てを不開示とする理由はなく、開示できない情報の有無を精査した上で改めて開示すべきであるとして、審査請求があったもの

イ 審議結果

- (ア) 審査庁の追加説明等の後、質疑及び意見交換を行った。
(イ) 次回以降、引き続き検討することとした。

(2) ハラスメント等に係る調査結果関係書類事案（公文書公開請求）

ア 事案の概要

審査請求人が申し立てた、職場におけるハラスメント等事案に係る調査

結果に関する文書についての公文書公開請求に対し、実施機関が公文書非公開決定（公開請求拒否）処分としたことについて、対象公文書に京都府情報公開条例第6条第1号に該当する個人情報記録されている場合でも、当該個人情報が請求者本人に係るものであって、請求者本人が公開されることを了承しているときは非公開とする理由はなく、公開請求拒否とすべき情報には該当しないとして審査請求があったもの

イ 審議結果

- (ア) 審査庁の説明の後、質疑及び意見交換を行った。
- (イ) 次回以降、引き続き検討することとした。

(3) ハラスメント等に係る調査結果関係書類事案（個人情報開示請求）

ア 事案の概要

審査請求人が申し立てた、職場におけるハラスメント等事案に係る調査結果に関する文書についての個人情報開示請求に対し、開示請求に係る個人情報は、京都府個人情報保護条例第11条第5項第1号に規定する事務に係るものであって、同条例第12条の規定により開示請求の対象にならないとして、実施機関が個人情報不開示決定（不存在等）処分としたことについて、開示請求に係る個人情報のうち客観的事実に基づくものは開示請求の対象であり、全てを不開示とする理由はないとして審査請求があったもの

イ 審議結果

- (ア) 審査庁の説明の後、質疑及び意見交換を行った。
- (イ) 次回以降、引き続き検討することとした。